

議 長 日程第11「報告第6号令和5年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第6号令和5年度松田町一般会計継続費、こちらはですね、町道15号線町屋踏切改良事業に…19号線町屋踏切改良事業に伴う精算報告書について報告をさせていただきます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定において、普通地方公共団体の長は継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せて、これを議会に報告することになってございますので、ここで報告をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、報告書になります。本年度に終了した継続費でございます。款、土木費、項、道路橋梁費、事業名、町道19号線町屋踏切改良事業に係るものでございます。こちらは令和4年度から5年度までの事業年度において実施し、上段右側の比較欄でございます。年割額と支出済額の差につきましては、38万9,820円の増となっております。そして、比較欄になります。財源内訳でございます。こちらは令和4年度につきましては、国・県支出金が500円、そして令和5年度につきましては629万3,000円、地方債につきましては570万円の増と、変更が生じたものでございます。この比較につきましては、計画額からですね、実績の額を引くことで数字が記載されますので、△いわゆるマイナスの表記は計画より多く収入され、△がない数値につきましては計画より少なく収入したことになります。

そして、令和4年度、5年度合わせてですね、国・県の支出金が629万3,500円、地方債におきましては570万円、そして一般財源につきましては98万3,320円で、全体計画に対しまして補助金の額が予定よりも多く収入されたことにより、地方債の額が抑えられたということでございます。

補助金の額は、予定よりということなのですが、これは神奈川県補助金で、市町村自治基盤強化総合補助金が629万3,000円の増、いわゆる獲得できたというところがございますので、これを含めて補助金の額が増加したというところ

でございます。

以上、精算報告書の説明を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。